

重 要 事 項 説 明 書

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上、ご注意いただくことを次のとおり説明します。

当施設への入所は、原則として要介護 3 以上の認定がされた方が対象となります。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 敬寿会
主たる事業者の所在地	山梨県都留市川茂 3 2 8 - 4
電話番号	0 5 5 4 - 4 5 - 4 1 6 5
代表者氏名	理事長 山本政雄

2. ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）よこぶき荘
施設の所在地	山梨県都留市川茂 3 2 8 - 4
電話番号	0 5 5 4 - 4 5 - 4 1 6 5
F A X 番号	0 5 5 4 - 4 5 - 5 0 5 6
都道府県知事指定番号	1 9 7 1 1 0 0 0 1 9（指定年月日 平成 1 2 年 1 月 2 5 日）
施設長氏名	施設長 山本政雄
開設年月日	平成 8 年 1 0 月 1 日
入所定員	6 2 名

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類(山梨県)	指定年月日	指定番号	利用定員
短期入所生活介護	平成 12 年 1 月 25 日	1971100019	8
通所介護	平成 12 年 1 月 25 日	1971100019	10
居宅介護支援	平成 12 年 1 月 25 日	1971100019	
介護予防短期入所生活介護	平成 18 年 3 月 30 日	1971100019	
介護予防通所介護	平成 18 年 4 月 1 日	1971100019	

4. 施設の基本方針

- ・ 福も祉も「さいわい」を意味し、共に人を寿ぎ、敬う心を礎に皆で力を合わせて高齢者一人一人の人生の意義と尊さを大切にする場とする。
- ・ 利用者の意思を重んじ、生活障害に応じて助け合い、あたたかで、ゆったりとした気持ちで過ごせるように職員皆で関わり、生活環境の向上に努める。
- ・ 地域福祉と町づくりの推進とその発展の役割を担うため、地域、医療、行政、関係機関等との協力を勤める。

5. 施設の概要

敷地	4, 9 9 9 m ²	
建物	構造鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼葺 3 階建	延床面積 2, 5 4 7、57 m ²

(1) 居室

居室の種類	室 数	面 積	1 人あたり面積	備 考
1 人部屋	2 室	1 6 m ²	1 6 m ²	従来型個室
2 人部屋	2 室	1 8 m ²	9 m ²	多床室
4 人部屋	14 室	3 3 m ²	8、2 5 m ²	多床室
合 計	18 室			

※ 居室は、空き状況やご契約者の心身の状態により施設で決定しますが、変更を希望される時にはご相談ください。

(2) 主な設備

設備の種類	数	面 積	特 色
食堂	1	225, 25 m ²	天井の空間と波型テーブル、景色を眺望し日光の差し込むフロアでの食事
機能訓練室	1	104, 5 m ²	
浴室	機械浴槽 1 台	79, 8 m ²	臥床式特殊浴槽
静養室	1	8.25 m ²	医務室より出入り可
医務室	1	18 m ²	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

6. 職員体制

当施設では、指定基準を遵守し、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

令和 7 年 4 月 1 日

	職員数	備考
施設長	1	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0、休（土日祭日年末年始）
次長	1	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0、休（土日祭日年末年始）
医師	1 名以上（嘱託医）	
事務員	1 名以上	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0、休（土日祭日年末年始）
生活相談員	1	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0、休（土日祭日年末年始）
機能訓練指導員	1 名以上	看護職員が兼務
栄養士	1	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0、休（土日祭日年末年始）
介護支援専門員	1 名以上（兼務）	日勤
看護師	3 名以上	早出・遅出、
介護職員	2 0 名以上	早出・遅出・2 交代勤務（早出、遅出、夜勤）

7. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事（2F 食堂）

- ・ 当施設厨房においてナリコマエンタープライズの管理栄養士が立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則にしています。

・ 食事時間 朝 食：7：30～ 8：30

昼 食：11：30～12：30

夕 食：17：00～18：00

他に 10 時（水分補給）、15 時のおやつがあります。

③入浴 身体状況を考慮した入浴

入浴 9：30～12：00 （月・木）（火・金）週 2 回

④排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・ ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います（健康診断 年 2 回）
- ・ 看護師との 24 時間オンコール体制
- ・ 緊急時には必要な緊急措置を行うとともに身元引受人に連絡いたします。

⑦その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金>（契約書第 5 条参照）

別紙『よこぶき荘料金のご案内』を確認ください。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担額とします。

※ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの料金は、
(サービス利用料金－介護保険から給付される金額＝自己負担額)とします。(契約書第18条、第21条参照)

※ 当施設の居住費・食費の負担額(短期入所を含む)

世帯全員が市町村税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合、施設利用・短期入所の居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは利用料金の全額をご負担いただ来ます。

(契約書第4条、第5条参照)(ご契約者の負担)

① 特別な食事

- ・行事により外出等したときの食事
- ・通常の食事以外に身体に状態に合わせ栄養が必要な時の補助食品

② 理容・美容

美容師が訪問し理美容サービスを行っています。

利用料金：¥2000

③ 貴重品の管理等 管理者 施設長

- ・施設の指定する金融機関に預けている預金
- ・上記預金通帳と金融機関に届けた印鑑
- ・管理者は出し入れの都度出入金記録を作成しその写しを契約者へ交付します。

④ 教養娯楽費

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。日々のレクリエーション他行事が行われます。

行事によっては別途参加費がかかるものもあります。

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

- ・ご契約者の日常生活に要する費用で負担いただくことが適当であるものに掛かる費用
- ＊おむつ代は介護保険給付の対象となっていますのでご負担は必要ありません。

⑦ 預かり金保管料 月 1,000 円

⑧ 契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金(1日あたり)

ご契約者の 要介護度 料 金	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	8,300円	9,000円	9,700円	10,400円	11,100円

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第5条参照）

1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、指定する期日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金払い

イ. 金融機関口座からの引き落とし

ウ. 下記指定口座への振り込み

山梨中央銀行 禾生支店 普通口座 49232

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療期間において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関

都留市立病院(総合病院)

都留市つる 5-1-55

☎0554-45-1811

米山歯科(往診可)

都留市桂町 875-1

☎0554-43-8589

よこぶき荘嘱託医 功刀融真医師

8. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事由に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第13条参照）

①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合（但し、ご契約者が、平成12年3月31日以前から施設に入所している場合、本号は、平成17年3月31日までは適用されません。）

②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合

- ③施設の滅失や重大な毀損によりご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった、事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください）

（１）ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)（契約書第１４条、第１５条参照）
契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。
その場合には、退所を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)（契約書第１６条参照）
以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が連続して３ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合は、１ヶ月経過した時点で相談させていただきます。退所し再び当施設の入所希望される場合は、入所検討委員会で検討し対応可能な場合は、優先的に入所していただけます。
- ⑤ 入退院を繰り返し当施設での生活継続が困難と判断した場合。
- ⑥ ご契約者が介護老人保健施設に入所した、もしくは介護医療院に入院した場合

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第17条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行います。

- ・ 適切な病院等又は介護老人保健施設等の紹介
- ・ 居宅介護支援事業者の紹介
- ・ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として下記の料金を（介護保険から給付される費用の一部）ご負担いただきます。

(1) 退所前後訪問相談援助加算 460 円

(2) 退所時相談援助加算 400 円

9. 苦情等申立窓口

(1) 当施設のご利用相談・苦情責任者 職名 施設長 山本政雄
担当者 職名 生活相談員 佐野淑子
第三者委員 望月龍男 連絡先 0554-45-0561
谷内俊男 連絡先 0554-43-6461

また、意見書箱を1Fロビーに設置しています。

(2) 当施設以外に相談・苦情を伝えることができます。

・ 山梨県国民健康保険団体連合会 山梨県自治会館

甲府市蓬沢 1-15-35

☎055-223-9201

・ 都留市役所健康推進課介護保険係

都留市下谷 2 5 1 6 - 1 いきいきプラザ都留 ☎ 0554-45-5113

FAX 0554-46-5119

10, 第三者評価 (有 ○無)

11, 虐待防止について

「権利擁護指針とマニュアル」に基づき研修を行い、適切な対応を行っております。

12. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「介護老人福祉施設よこぶき荘消防計画」にのっとり対応を行います。
近隣との協力体制	都留市消防署と非常時の応援を約束しております。
平常時の訓練	別途定める「介護老人福祉施設よこぶき荘消防計画」にのっとり年

	2回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。
防災設備	スプリンクラー、避難階段、誘導灯、ガス漏れ報知器、消火器、屋内消火栓、非常通報装置、漏電火災報知器、非常用電源
消防計画等	都留市消防署への届出日 平成8年10月1日 防火管理者 荻野淳一

13. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 ・平日 14：30、15：00、15：30 30分以内 月原則1回 ・休日（土・日）いずれか月1回 毎月20日以降に日にち決定いたします。 9：30～11：30 13：30～16：30 30分以内 ・誕生日面会（誕生日当日）9：30～16：30 1時間以内 予約制で行います。 身元引受人の了解を得て平日17時まで事務所で受け付けます。（電話、直接） 面会時の飲食は禁止致します。 飲食物の差し入れは身体の状態に応じてお預かりいたします。 （差し入れるものには名前をご記入ください） 中学生以下がいる場合の面会は窓越しとなります。。 感染予防のため感染流行時には、来訪を制限させていただきます
外出・外泊	別紙説明
居室・設備・器具の利用	居室・設備・器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただくことがあります。
その他	・衣類や持ち物にはお名前をお付けください。 ・生活上のなじみのある品物、大切な品物についての持ちよりはご相談ください。 ・政治宗教活動はご遠慮下さい ・動物の飼育はご遠慮下さい

14. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

私は、本書面に基づいて、職員（職名：生活相談員 氏名：佐野淑子）から、上記重要事項の説明を受け、その内容に同意します。

令和 年 月 日

（利用者）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

署名代行者（家族等）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

※ この重要事項説明書は、厚生省令第39号第4条の規程に基づいて作成したものです。

☆契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）

①当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

☆サービス提供における事業所の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護度認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従業者は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第3者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身に情報を提供します。また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文章にて、ご契約者の同意を得ます。